緊急

新型コロナ対策
クリニック経営で考えておくべきこと(BCP)

BCPとは、Business Continuity Planning（事業継続計画 ）の略です。災害などの緊急事態が発生したときに、企業が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画のことです。
コロナ感染で日々感染者が増えていますので、**一日も早く今後のことを予測し、対策をとっておくべきです。経営者がBCPを考えておくかどうかで、感染がさらに拡大し、感染が終息に向かうまで経営を維持していけるかどうかが違ってきます。BCPについて考えておかれることを強く提案いたします。** 次頁からの各項目をチェックしながら、必要に応じて対策をとっておきましょう。

将来予測をし、不測の事態に備える

BCPを考えるとき、同時にRCP(将来予測)をする必要があります。
下記は、地震と新型インフルエンザのRCP有無の都政業務量の違いのグラフです。
どちらの事態でも、必要業務を継続しつつ、経営を維持しなければならないことは一緒ですが、その被害状況、発生の仕方、影響期間は大きく異なります。
新型コロナ感染では、業務量の予測をしつつ、動けるスタッフが減っていくという時間的想定が必要です。

図表２－２－１　地震と新型インフルエンザ等の発生時の時間的経過に従って想定される業務量の変化の違い
（引用先：都政のBCP（東京都事業継続計画）＜新型インフルエンザ編＞改訂版）

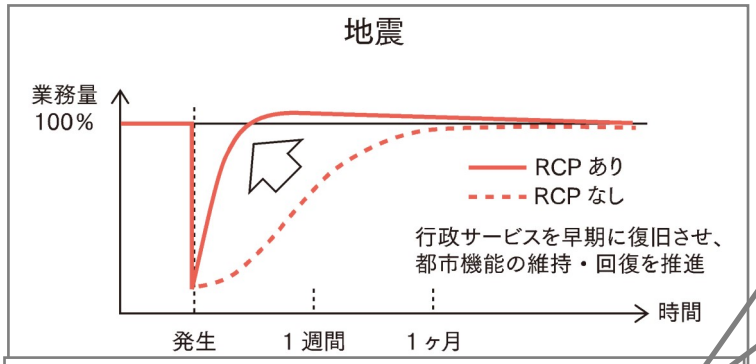

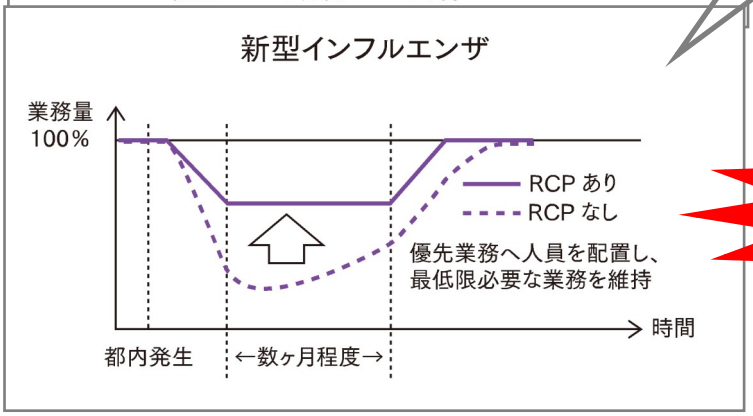

BCP、RCPを考えておけば
経営ダメージを軽減し
クリニック経営を維持して
いける確率が高まります。

次頁からのチェック項目で
対策を取られてください!!

税理士法人 アイ・パートナーズ　アイ・パートナーズ社会保険労務士事務所

〒230-0051　横浜市鶴見区鶴見中央2-13-18　　ＴＥＬ　045-503-2841　ＦＡＸ　045-511-4331
www.aip-f.com
2020年4月5日(臨時)　発行　アイ･パートナーズ社会保険労務士事務所　三嶋　理佐

緊急

新型コロナ対策
クリニック経営で考えておくべきこと(BCP)

1.来院前・受付・エントランスの対応方法

□当院の診療方針を患者さんに周知する
診療体制について、ホームページ、掲示物やポスター及び電話メッセージ等で地域住民に周知しましょう。

□ポスター掲示による受診時のお願いをする（右図参照）

□最新の感染国と地域のリストを受付に備える
応召義務があるとはいえ、スタッフの安全配慮義務も鑑み、状況によっては診察をお断り・延期して頂くこともあります。最新の感染国・地域リストを受付に備えましょう。

□了解を得た上で、エントランスですべての患者さんの検温を実施（できれば、非接触型体温計を備える）し、微熱のある方はお帰りいただく(連携先・紹介先の提示準備をしておく)。

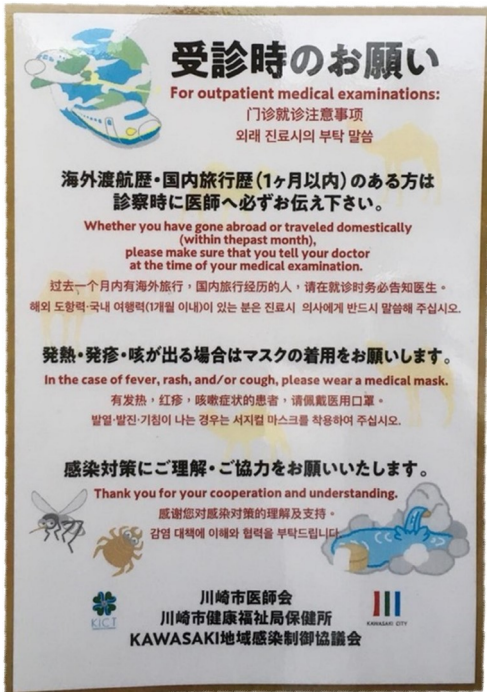

2. 院内感染予防対策

□受付での手袋の着用
接触感染の予防では、保険証・診察券・現金からの感染リスクが問題になるため、手袋の着用が有効です。

□アルコール消毒
エントランスのドア・トイレのドアノブ・診察室のドアなどすべてのドアを定期的にアルコール清拭しましょう。

□待合室・診察室の定期的な換気
□待合室の空気清浄機の設置
□診察室でのゴーグル　または　フェイスシールド着用
□防護服の準備
□患者さんへの院内感染対策の説明ポスター準備

memo

3. スタッフとの連絡体制の確保

□スタッフ連絡網、通勤経路などの確認
右図のように、一覧にしておくと良いでしょう。

□簡易に連絡が取れる方法を決めておく
チャットワーク、グループLINE、slackなどを利用し、スタッフと連絡をスムーズにとれるようにしておきましょう。

□web会議システム等を利用し、定例会議・朝礼の準備
PCでもスマホでも利用できます。定例朝会議でスタッフの出勤状況を確認したり、自宅待機のスタッフと話す、来週の予定・代替者の必要性・診療内容の変更を検討する、などができます。

1　徒歩30分以内で登院可能な職員リスト

役職	氏名	家族構成	住所	連絡先(電話等)
院長	○○○夫	妻、 子(12、15才)	○○県△△市○○123-4 自宅～当院 徒歩約30分、自家用車7分	0×0-0000-0000
事務	○○○子	夫	○○県△△市○○567-8 自宅～当院 徒歩約10分、自家用車3分	0×0-0000-0000

2　徒歩30分～1時間内で登院可能な職員リスト

役職	氏名	家族構成	住所	連絡先(電話等)
看護師長	○○○美	夫、 子(2才) 要介護者1名	○○県△△郡△△町○○123-4 自宅～○○駅～○○駅～当院 徒歩60分、自家用車15分 電車利用20分、最寄り駅○○駅	0×0-0000-0000
看護師	○○○子	単身	○○県▲▲市○○123-4 自宅～○○駅～○○駅～当院 徒歩45分、自家用車なし 電車利用15分、最寄り駅○○駅	0×0-0000-0000

3　徒歩1時間以上で登院可能な職員リスト

役職	氏名	家族構成	住所	連絡先(電話等)
非常勤医師	○○○雄	夫、 子(5才)	○○県△△市○○123-4 自宅～○○駅～○○駅～当院 徒歩4時間、自家用車なし 電車利用45分、最寄り駅○○駅	0×0-0000-0000
受付	○○○子	夫、 子(16才、18才)	○○県△△市○○123-4 自宅～○○駅～○○駅～当院 徒歩2時間、自家用車なし 電車利用30分、最寄り駅○○駅	0×0-0000-0000

4. 流行状況に応じた出勤体制の見直し・シミュレーション

□スタッフの誰かがり患したと想定し、パターンによって出勤体制を考えておく。

例：看護師の○○が新型インフルエンザ等に罹患し勤務不能となり、通常体制を維持することが困難になったとき は、診療時間を午前のみとし、その他の必要な業務は午後に行う。

例：受付の○○が欠勤の場合は、看護師の○○が受付業務を代行する。

例：看護師の○○と受付の○○がともに欠勤の際は、新患外来を休止し、当院に通院している病状が安定した 慢性疾患に対する外来診療のみとする。

例：非常勤医師（○○先生、携帯0123-4567-8900）が欠勤の場合は院長が代行する。

例：在宅診療は院長が診療可能な限り地域感染期でも継続する。

□車・バイク・自転車・徒歩で通勤できるスタッフを把握しておく。（右上の図）

～助成金について～
【休診、診療時間を短縮したり
一部のスタッフを休ませる場合】

雇用調整助成金が使える可能性があります。所定労働日に休ませた場合、正職員・パートに関わらず、休業手当として「平均賃金の6割以上」の支払いが必要です。事業主が支払った休業手当に対する助成金があります。
本来は一斉休業のときに出る助成金ですが、今回は「コロナ特例」として、診療時間短縮の場合や一部スタッフ休業についても助成金を申請できます。

診療時間短縮の場合、下記の2つの要件を満たすこと
- **1時間以上は診療すること**
- **休診時間はスタッフ全員が休むこと**

5. 消耗品の備蓄

□最低2か月分の在庫確保、緊急購入先の確保

□マスク、グローブ、手指消毒液など買い集め対策時の購入上限価格決定
スタッフが街で見つけたときに少量でも購入し、クリニックで買い取ります。この時の購入上限価格を決めておきましょう。

□医薬品取り扱い業者・委託業者のリスト化（右図）

項目	会社名	担当者	電話番号
医薬品	▲▲	△△	
感染対策用品	○○社	○○	0***-**-****

6. 感染爆発し、感染した患者さんが普通に来院する事態となったとき

□症状のある方は車や自宅でお待ちいただくなどルールを決めておく。

□ファクシミリ処方の実施（慢性疾患の患者さんなど）

□空間的に発熱患者を分離できない場合には、時間的に分離する方法も検討する。(発熱外来など)

□診療時間を変更する場合には、ただちにホームページやポスターで地域住民にお知らせする。(下図)

□医師・スタッフ・患者さん　全員検温体制

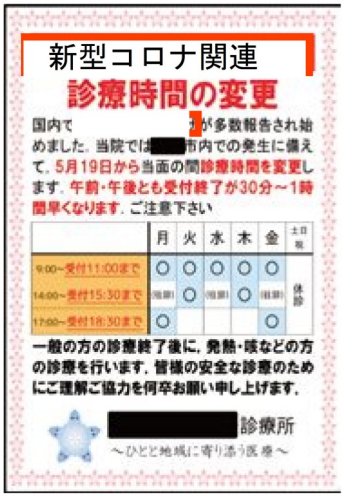
新型コロナ関連
診療時間の変更
国内で[redacted]が多数報告され始めました。当院では[redacted]市内での発生に備えて、5月19日から当面の間診療時間を変更します。午前・午後とも受付終了が30分～1時間早くなります。ご注意下さい
月 火 水 木 金 土日祝
9:00～受付11:00まで ○ ○ ○ ○ ○
14:00～受付15:30まで ○ ○ ○ ○
17:00～受付18:30まで ○ ○
休診
一般の方の診療終了後に、発熱・咳などの方の診療を行います。皆様の安全な診療のためにご理解ご協力を何卒お願い申し上げます。
[redacted]診療所
～ひとと地域に寄り添う医療～

7. スタッフ発病時等の対策

□医師・スタッフ体調不良の場合はすぐに自宅で静養
欠勤もしくは院長の判断で年次有給休暇とします。

□家族の感染が明らかになった場合
本人も最低5日、他のスタッフの不安に考慮する場合は14日間休ませます。休業手当が必要です。

□医師やスタッフが感染した場合
休診して院内を消毒します。感染したスタッフを休ませる場合には、休業手当を支払う必要はありません。原則として欠勤扱いです。傷病手当金により補償されます。(社保加入医療機関で、社保に入っているスタッフの場合) 社保に入っていないクリニックは、年次有給休暇の消化や病気休暇の取得などを考慮しても良いでしょう。

スタッフの休みについて　欠勤 or 休業手当？

・新型コロナウイルスかどうか分からない時点で、スタッフが自主的に休む場合は、通常の欠勤と同様です。

・事業主がスタッフを休ませるなど、事業主の自主的な判断で休業させる場合は、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当 し、休業手当(平均賃金の6割以上)を支払う必要があり、雇用調整助成金の申請が出来る場合があります。

参考文献
新型コロナ感染に対するBCPについて
(株式会社M＆D医業経営研究所　木村泰久氏)
新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画作りの手引き
(日本医師会ホームページ)
新型コロナウイルス感染症の院内感染対策
(日本環境感染学会 東京2020大会対策委員会)

注）作成日2020年4月5日現在の情報をもとに作成しています。内容変更可能性があります。

税理士法人 アイ・パートナーズ　アイ・パートナーズ社会保険労務士事務所

〒230-0051　横浜市鶴見区鶴見中央2-13-18　TEL　045-503-2841　FAX　045-511-4331
www.aip-f.com

2020年4月5日(臨時)　発行　アイ・パートナーズ社会保険労務士事務所　三嶋　理佐